

～同一労働同一賃金の対応はもうお済みですか？～



岡崎労働基準監督署西尾支署

内閣府は令和3年5月13日、新型コロナウイルス感染症の影響下における中小企業の経営意識調査結果（調査期間：令和3年2月～3月、対象：全国の中小企業1万6千社・有効回答4,151社）を公表しました。それによると、4割の企業が同一労働同一賃金への対応として、賃上げ等、何らかの取組みを予定していると回答がありましたが、2割の企業が「非正社員はいるが対応する予定はない」と回答するなどといった状況も見受けられました。

今回は、令和3年4月1日に中小企業も含め、全面的に改正・施行された「パートタイム・有期雇用労働法^{※1}」に規定される不合理な待遇差の禁止と「同一労働同一賃金ガイドライン」についてご紹介します。

※1: 本改正で有期雇用労働者も法の対象に含まれることとなったため、呼称も従来のパートタイム労働法からパートタイム・有期雇用労働法に変わりました。

【パートタイム・有期雇用労働法とは】

パートタイム労働者^{※2}や有期雇用労働者^{※3}（以下、「非正規雇用労働者」といいます。）は一般的に正社員と比べ、その賃金や福利厚生等の待遇が低い状況にあります。また、正社員として働く機会を得られず、やむなく非正規雇用労働者として働いている方も一定程度おられます。このような待遇差の問題を解消し、非正規雇用労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するとともに、多様な雇用形態・就業形態で働く人々がそれぞれの意欲や能力を十分に発揮し、その働きや貢献に応じた待遇を得ることのできる「公正な待遇の実現」を目指すため、「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。

※2: 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者（いわゆる正社員）の1週間の所定労働時間比べて短い労働者をいいます。

※3: 事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいいます。

【不合理な待遇差の禁止】

改正により、同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されました。また、どのような待遇差が不合理に当たるかを待遇ごとに判断することを明確化するため、厚生労働省は同一労働同一賃金ガイドラインを策定しました。

【同一労働同一賃金ガイドライン】

このガイドラインは、正社員と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待

遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです

ガイドラインに記載された賃金の原則的な考え方は次のとおり（抜粋）です。

《基本給の考え方》

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

《役職手当の考え方》

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就く非正規雇用労働者には、同一の支給をしなければならない、とされています。

《賞与の考え方》

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献である非正規雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない、とされています。

【同一労働同一賃金へ向けた取組手順書】

同一労働同一賃金の対応に向け、厚生労働省では、「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」を作成しています。この手順書では、自社の非正規雇用労働者の待遇が不合理なものとなっていないかの点検ができますので、是非ご活用ください。

HP: <https://www.mhlw.go.jp/content/000656094.pdf>

【最後に】

今回のガイドラインに記載された考え方に反した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる可能性がありますので、対応がお済みでない企業におかれましては、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた取組をお願いします。

また、以下のサイトでは、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた解説動画、好事例企業の紹介等、様々な情報をお伝えしていますので参考にしてください。

＜パート・有期労働ポータルサイト＞

HP: <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

また、以下の相談窓口では社会保険労務士等の専門家が同一労働同一賃金の対応に向けた支援を無料で実施しています。

＜愛知働き方改革推進支援センター＞

TEL: 0120-006-802

HP: <https://task-work.com/aichi/>



QRコード*



QRコード*



QRコード*